

遺言書は必要か？

なぎさ法律事務所所長
弁護士



中西 良一
(なかにしりょういち)

縁起が悪い。うちは家族仲が良い。法律どおり分ければよい。財産は家しかないから。まだ先のこと。お金がかかりもったいない。遺言書に関心を持つ人が増えてきた一方で、このような理由から、自分には遺言書は不要と考えている人もまだまだ多いのが現実です。本当のところ、遺言書は必要なのでしょうか。

この質問に答えるために、今回は、遺言書の果たす役割を少し説明したいと思います。

さて、亡くなると、その人(被相続人と言います。)の財産は他人に引き継がれるわけですが、その過程は、遺言書のあるなしで異なってきます。

遺言書がある場合

まず、被相続人が遺言書を作成していた場合には、その遺言書に従って、遺言書で指定された人が指定された被相続人の財産(遺産と言います。)を引き継ぐことになるのが原則です。

遺言書がない場合

次に、被相続人が遺言書を作成していなかった場合はどうでしょうか。

この場合、遺産は、法律で定められた人(法定相続人と言います。)が相続し、法律で定められた財産を分ける手続を経て分割され(これを遺産分割と言います。)、引き継がれることになります。

遺産分割に期限はありませんが、各相続人が、法律に定められた割合(法定相続分と言います。)で当然に分割取得するとされている一部の金銭債権を除けば、遺産は、遺産分割が終わるまで、全相続人の共有に属することになります。

これは、例えば、遺産に含まれる土地を例に挙げると、遺産分割が終わるまで、全相続人の意思が一致しない限り、その土地を売ることも困難になることを意味します。

また、遺産分割では、たとえ相続人全員の関係が良好であったとしても、相続人の1人が遠隔地に住んでいたり、既に病気等によりその判断能力

に問題があったりすると、思わぬ時間、労力や費用が必要になったりすることがあります。相続人間の人間関係が疎遠だったり、良好でない場合にはこの負担がずっと大きくなります。

さらに、遺言書がない場合、遺産を承継するのは相続人に限られるため、相続人にあたらない人は遺産分割の当事者にはなれませんし、遺産を引き継ぐこともできないのが原則です。

例えば、最近増えていると言われる事実婚ですが、婚姻届を出さない事実婚では配偶者との関係で相続人とはなれません。そのため、夫が亡くなったとき、事実婚状態がどれだけ長く続いていたとしても、内縁の妻には夫の遺産を相続する権利が認められないということが生じます。実際、長年、事実婚状態だった夫婦で、夫が遺言書を作成せずに死亡したため、内縁の妻が、夫の遺産を相続した夫の兄弟(あるときは長年疎遠だった先妻との間の子)から夫名義だった家の明渡しを請求されるという気の毒な事件も起きたりします。これら内縁の妻の悲劇は、いずれも、夫が、生前、遺言書を作成することで避けられたことでした。

遺言書は作った方がよい

このように遺言書の果たしている役割をみてくると、冒頭に掲げた事由を理由に遺言書を作成しないということは、当を得たものでないことがお分かり頂けると思います。

自分に万一のことがあった場合に残される者への心配りの1つとしても、遺言書の作成はもっと身近なものと考えるべきように思います。